

# 9月定例議会

平成23年9月定例議会は、9月6日に開会し、平成23年度一般会計補正予算など町長提出の議案11件を原案のとおり可決し、9月21日に閉会しました。なお、平成22年度決算（8件）は決算特別委員会で閉会中に継続審査されることになりました。

## 主な町長提出議案

平成23年度伊奈町一般会計補正予算（第3号）  
既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,596万3千円を追加し、予算総額を105億6,163万8千円とするものです。

（その他の補正予算）  
・平成23年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

号）

・平成23年度伊奈町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

・平成23年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

・平成23年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
・平成23年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

伊奈町災害対策本部条例の一部を改正する条例  
災害対策基本法が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

伊奈町税条例等の一部を改正する条例  
地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

町道路線の認定について  
西小針四丁目195番20地先から西小針四丁目195番13地先までを新たに町道として認定するものです。

町道路線の廃止について  
大字小室字上田8363番地先から大字小室字河原8213番2地先までの町道を廃止するものです。

# 子ども手当が変わります

関 福祉課児童係 2160



平成23年10月から、子ども手当が変わります。  
新しい子ども手当（平成23年10月分～平成24年3月分）は、中学校修了前までの子どもを養育している方に対し、支給されます。所得制限はありません。子ども手当制度の主な変更点は、左記の表をご覧ください。また、平成24年4月以降の子ども手当は、まだ国で決定していません。

新しい子ども手当を受けるには、これまでの子ども手当を受給していた方も含め、認定請求が必要です。対象のお子様がいる方には、11月に申請書を送付する予定です。平成23年10月1日現在で、現に新しい子ども手当の支給要件に該当する方は、平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分の手当から受給できます。

また、平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新しい子ども手当の新たな支給要件（左表）に該当するに至った方は、平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当する日の翌月分の手当から受給できます。

（注意）

・子ども手当の受給者は、父母のうち生計を維持する程度の高い方に変わりがない場合、変更できません。

・公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。

## 旭日単光章を受章



戸井田百合子氏（大針）

戸井田氏は、昭和42年5月に伊奈村議会議員に当選し、連続4期16年の長きにわたり地方自治の振興発展に尽力されました。このたびの受章はその顕著な功績が認められたものです。



# 平成22年度決算における 健全化判断比率および資金不足比率を公表します

地方公共団体は、財政破たんを未然に防止するため、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を公表することとしています。

平成22年度決算における町の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりとなっており、すべて基準を下回りました。

図 企画課財政係 ⑨ 2 2 1 8

## 健全化判断比率

(単位：%)

名称	伊奈町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	13.98	20.00
連結実質赤字比率	-	18.98	35.00
実質公債費比率	12.7	25.00	35.00
将来負担比率	118.2	350.00	

「-」の部分は、黒字を表します。

## 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	伊奈町の数値	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.00
公共下水道事業特別会計	-	20.00

「-」の部分は、黒字を表します。

### 早期健全化基準

イエローカードというべきもので、4つの数値のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政健全化計画を策定して、自主的な財政再建を目指す。

### 財政再生基準

レッドカードというべきもので、4つの数値のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政再生計画を策定し、国の監督下、早期健全化基準未達となるまで財政健全化を目指す。

### 経営健全化基準

数値がこの基準以上の場合、当該公営企業会計は、経営健全化基準を策定して、経営改善を目指す。

## 語句の説明

### 《実質赤字比率》

一般会計等の赤字の大きさを表したものの。

### 《連結実質赤字比率》

すべての会計の赤字と黒字を合算して赤字の程度を表したものの。

### 《実質公債費比率》

一般会計等の借入金返済額やこれに準ずるものの額の大きさを表したものの。財政負担の程度を示す。

### 《将来負担比率》

一般会計等の借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担の程度を表したものの。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。

### 《資金不足比率》

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して表したものの。経営状況の深刻度を示す。

## 子ども手当制度の主な変更点

	平成23年9月まで	平成23年10月から平成24年3月まで
支給月額	中学生以下に一律13,000円	0歳～3歳未満(一律) 15,000円 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円 " (第3子以降) 15,000円 中学生(一律) 10,000円
海外に住む子ども	支給対象	支給対象外(ただし、留学等のみ支給対象)
父母等が養育しているが、児童養護施設等に入所している子ども	父母等へ支給	施設設置者等へ支給
里親に委託されている子ども	支給対象外	支給対象
未成年後見人や国外の父母等が指定した祖父母等と生活している子ども	支給対象外	支給対象
ともに監護・生計同一要件を満たす父母が離婚協議中に別居し、父母が生計を同じくしていないような場合	生計を維持する程度の高い方に支給	子どもと同居している方に支給